

## 様式 1 公表されるべき事項

### 大学共同利用機関法人自然科学研究機構の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

大学共同利用機関法人自然科学研究機構役員給与規程により、勤勉手当の額については、経営協議会に諮ったうえで、職務実績を勘案して増額又は減額することができるとしている。平成25年度においては、増額又は減額は行っていない。

自然科学研究機構は、天文学、核融合科学、物質科学、生命科学等、自然科学研究分野の卓越した拠点として、先端的で独創的な学術研究を持続的に推進することを使命とし、国公立大学をはじめとする我が国の研究者コミュニティに研究データを公開提供するとともに、多くの情報を発信することや、大規模な研究施設・設備を設置・運営し、これらを全国の大学等の研究者の共同利用に供することにより、大学の研究者等との共同研究を行い、機構長のリーダーシップの下で世界をリードする研究を推進している。

そうした中で、自然科学研究機構長は、職員数約800名の法人の代表として、その業務を総理し、経営責任者と研究教育活動の責任者の職務を同時に担っている。

自然科学研究機構では、機構長の報酬月額、法人化以前当機構の岡崎3研究所により構成されていた岡崎国立共同研究機構長に適用されていた国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、機構長の上記職務は、法人化以前の岡崎国立共同研究機構長の職務と比較しても同等以上の職務内容・職責を負っていると言える。

また、他の大学共同利用機関法人の長の報酬水準と比較すると多少の差は見られるもののほぼ同水準となっており、国からの財政支出額が当機構とほぼ同規模の国立大学法人と比較するとその水準以下である。

なお、機構長の年収報酬額は、人数規模が同規模である民間企業役員報酬2,618万円と比較した場合、それ以下であり、事務次官の年間給与額2,044万円と比べてもそれ以下となっている。

以上の点を踏まえ、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

###### 【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、民間企業との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

###### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

改定なし

監事

改定なし

監事(非常勤)

改定なし

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,787	千円 10,654	千円 4,215	千円 1,917 (特別調整手当)			
A理事	千円 12,392	千円 7,795	千円 3,084	千円 1,403 108 (特別調整手当) (通勤手当)	4月1日		◇
B理事	千円 13,915	千円 9,874	千円 3,456	千円 197 386 (特別調整手当) (通勤手当)			
C理事	千円 13,909	千円 9,874	千円 3,541	千円 493 (特別調整手当)	4月1日		
D理事 (非常勤)	千円 2,004	千円 2,004	千円 ( )	千円 ( )			※
E理事 (非常勤)	千円 2,972	千円 2,972	千円 ( )	千円 ( )	4月1日		※
A監事 (非常勤)	千円 3,640	千円 3,640	千円 ( )	千円 ( )			※
B監事 (非常勤)	千円 1,736	千円 1,736	千円 ( )	千円 ( )			

注1:「特別調整手当」とは民間における賃金、物価及び生産費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(本府省庁課長・企画官相当職以上)であること、「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
F理事	千円 5,362 (54,694)	年 4 (36)	月 0 (10) 平成25年3月31日	—	当該役員の在職期間に係る業務実績を勘案した結果、増額も減額もなかった	
G理事	千円 5,362 (54,694)	年 4 (39)	月 0 (0) 平成25年3月31日	—	当該役員の在職期間に係る業務実績を勘案した結果、増額も減額もなかった	

注1:F理事及びG理事については、役職在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

業務運営の合理化・効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行い、適正な人件費の管理に努める。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員、国立大学法人、他の大学共同利用機関法人等の給与水準を考慮し、給与水準を決定する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇級、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたっては、勤務成績の評定の結果を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給 (昇級)	勤務成績が良好で、昇級基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇級させることができる。
本給 (昇給)	昇給日前1年間における勤務成績に応じて行うものとし、昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて決定される。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される。

#### ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

・50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、最高号給を含む高位の号給から昇級した場合の本給月額を増加額を縮減する昇級時号給対応表の改正

・55歳を超える職員の昇給号給数の抑制(極めて良好:4号給以上→2号給以上、特に良好:3号給→1号給、良好:2号給→0号給、やや良好ではない:1号給→0号給)

特例法に準じて、平成25年度についても引き続き、以下の措置を講じた。

(職員について)

・実施期間:平成24年5月～平成26年3月

・本給表関係の措置の内容

一般職(一)1級及び2級、一般職(二)1級から3級、研究教育職1級及び2級 (▲4.77%)

一般職(一)3級から6級、一般職(二)4級及び5級、研究教育職3級及び4級 (▲7.77%)

一般職(一)7級から10級、研究教育職5級 (▲9.77%)

・諸手当関係の措置の内容

管理職手当及びこれに対する特別調整手当、広域異動手当 一律10%減額

期末手当及び勤勉手当 一律9.77%減額

特別調整手当、広域異動手当、特勤勤務手当、準特勤勤務手当 当該職員の支給減額率に応じて減額

勤務1時間当たりの給与額 当該職員の支給減額率に応じて減額

国と異なる措置 平成25年度中については、国と同様の措置

(役員について)

・実施期間:平成24年5月～平成26年3月

・本給表関係の措置の内容

指定職

(▲9.77%)

・諸手当関係の措置の内容

特別調整手当、広域異動手当、期末手当、勤勉手当についてそれぞれ9.77%減額

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 680	歳 45.9	千円 6,603	千円 4,986	千円 107	千円 1,617
事務・技術	人 279	歳 43.3	千円 5,375	千円 4,086	千円 134	千円 1,289
教育職種 (大学教員)	人 400	歳 47.6	千円 7,461	千円 5,614	千円 88	千円 1,847
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 28	歳 47.0	千円 9,923	千円 8,310	千円 0	千円 1,613
非常勤職員	人 12	歳 55.4	千円 4,594	千円 3,603	千円 151	千円 991
事務・技術	人 6	歳 61.2	千円 3,598	千円 3,003	千円 149	千円 595
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 49.7	千円 5,589	千円 4,202	千円 152	千円 1,387

注1:常勤職員については、在外職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手の業務を行う職種を示す。

注3:常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注4:該当者がいない区分(任期付職員及び再任用職員)、区分中の該当者のいない職種(常勤職員、非常勤職員中の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師))については、省略した。

### 【年俸制適用者】

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
在外職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 70	歳 39.5	千円 5,529	千円 5,529	千円 46	千円 0
年俸制職員	人 65	歳 39.2	千円 5,417	千円 5,417	千円 48	千円 0
URA職員	人 5	歳 43.7	千円 6,985	千円 6,985	千円 25	千円 0

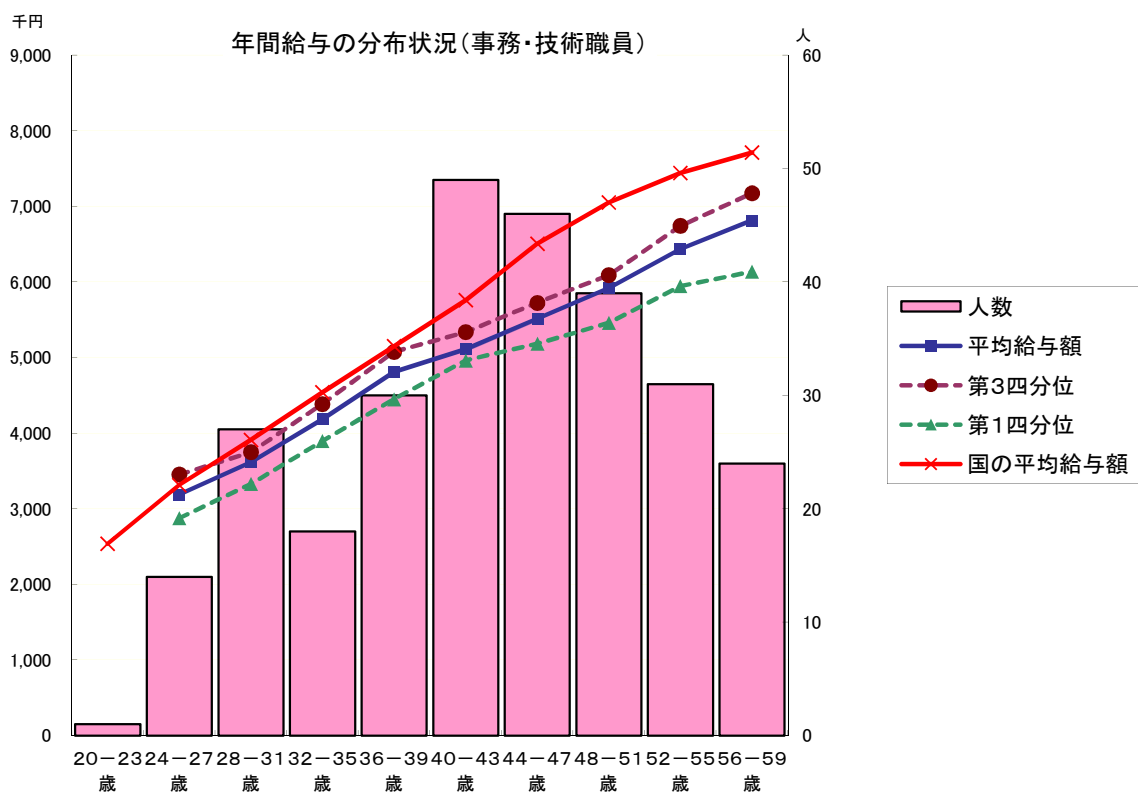
注1:常勤職員、再任用職員及び非常勤職員には該当がないため、表を省略した。

注2:年俸制適用者の在外職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注3:「年俸制職員」とは、特定の研究・プロジェクト等の研究教育又は研究に従事する者や高度な専門的知識を必要とする業務を行う職種を示す

注4:「URA職員」とは、研究力強化のための事業の業務を行う職種を示す

②年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



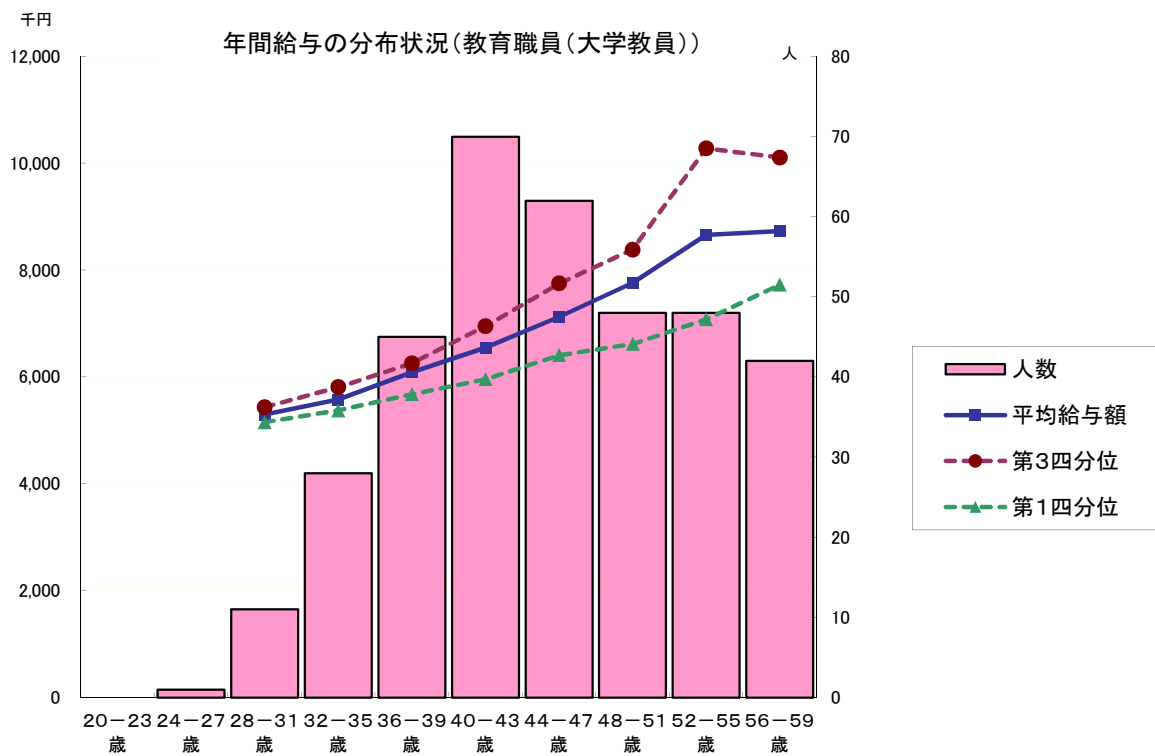
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	4	54.5			9,178		
課長	18	54.8	6,855	7,807	7,315		
課長補佐	27	53.9	6,069	6,584	6,323		
係長	103	45.6	5,111	5,893	5,448		
主任	8	37.4	3,807	4,397	4,294		
係員	119	37.2	3,642	5,253	4,434		

注1:「部長」には部長相当職である「局次長」及び「事務センター長」、「課長」には課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注2:部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1・第3分位については、表示してない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
教授	96	55.2	8,827	10,496
准教授	113	49.2	7,205	8,060
助教	191	42.9	5,714	6,408

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長、主任	課長補佐、係長	課長、課長補佐
人員(割合)	279	21 (7.5%)	45 (16.1%)	149 (53.4%)	35 (12.5%)	12 (4.3%)
年齢(最高～最低)		30～20	43～28	57～34	57～45	59～52
所定内給与年額(最高～最低)		2,908～ 1,633	3,609～ 2,500	4,754～ 3,130	5,553～ 4,156	5,229～ 4,511
年間給与額(最高～最低)		3,724～ 2,150	4,643～ 3,293	6,262～ 4,141	7,368～ 5,644	6,855～ 6,136

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	局次長、事務センター長、部長	局次長、事務センター長	
人員(割合)		13 (4.7%)	3 (1.1%)	1 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		59～46	56～50			
所定内給与年額(最高～最低)		6,602～ 5,273	7,281～ 6,200			
年間給与額(最高～最低)		8,742～ 7,017	9,696～ 8,402			

8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載してない

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教、助手	准教授	准教授	教授
人員(割合)	400	( )	191 (47.8%)	( )	113 (28.3%)	96 (24.0%)
年齢(最高～最低)			64～27		64～37	64～40
所定内給与年額(最高～最低)			5,814～ 3,310		6,944～ 3,965	9,583～ 5,324
年間給与額(最高～最低)			7,538～ 4,210		9,167～ 5,265	11,874～ 7,413

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.3	% 63.7	% 62.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.7	% 36.3	% 37.4
	最高～最低	% 49.1～32.9	% 45.4～28.9	% 47.0～31.6
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 67.0	% 65.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.0	% 34.3
	最高～最低	% 43.7～31.7	% 39.0～29.3	% 40.3～30.5

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 64.7	% 63.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.3	% 35.3	% 36.2
	最高～最低	% 49.6～32.9	% 46.3～28.6	% 47.9～31.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.3	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.7	% 34.0
	最高～最低	% 43.7～32.2	% 41.2～29.7	% 41.6～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

87.9

対他の国立大学法人等

98.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

93.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出



給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 87.9	
	参考	地域勘案 93.4
		学歴勘案 86.5
	地域・学歴勘案 92.9	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—	
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.3%】                      (国からの財政支出額 39,760,839千円、支出予算の総額 43,570,416千円：平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 10.7%(常勤職員数680名中73名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 86.3%(常勤職員数680名中587名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 15.9%】                      (支出総額 35,583百万円、給与・報酬等支給総額 5,644,810千円)</p> <p>【法人の検証結果】                      原則的に国家公務員の給与水準に準拠して決定しているため、特段問題はないと考える。</p> <p>【主務大臣の検証結果】                      給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
講ずる措置	引き続き、適正な給与水準の維持に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成 22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,511,951	5,644,810	△132,859	△2.4	△584,979	△9.6
退職手当支給額 (B)	237,807	628,119	△390,312	△62.1	△27,057	△10.2
非常勤役職員等給与 (C)	4,053,608	3,296,135	757,473	23.0	1,098,965	37.2
福利厚生費 (D)	1,128,254	1,086,726	41,528	3.8	84,570	8.1
最広義人件費 (A+B+C+D)	10,931,621	10,655,790	275,831	2.6	571,500	5.5

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

##### (1)「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」に係る対前年度比及び増減要因

###### ①「給与、報酬等支給総額」

前年度比 △132,859千円減(△2.4%減)

増減要因 ・教員数が減少したこと及び臨時特例法案を1年間実施したことによる支給減

###### ②「最広義人件費」

前年度比 275,831千円増(2.6%増)

増減要因 ・上記①の要因に係る「給与・報酬等支給総額」の減  
 ・前年度に比べ、退職者が少なかったこと及び国家公務員退職手当制度の改正に準じて支給水準を引下げる改正による「退職手当支給額」の減  
 ・年俸制職員増加及び派遣契約に係る支払額の増加による「非常勤役職員等給与」の増  
 ・年俸制職員増加による「福利厚生費」の増

##### (2)国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について

「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置を平成25年2月(役員については平成25年1月)から以下の措置を講ずることとした

・役職員の退職手当について、調整率の引き下げを実施した。

・役員に関する講じた措置の概要:退職手当基本額について、平成25年9月30日まで従来の計算方法で算出した額に100分の98を乗じて得た額を、平成25年10月1日から従来の計算方法で算出した額に100分の92を乗じて得た額を、退職手当基本額とすることとした。

・職員に関する講じた措置の概要:上記の措置と同様の措置

### Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし